限定承認公告

本籍東京都港区六本木三丁目三五番地、最後の住所東京都稲城市平尾三丁目七番地の五平尾住宅五〇棟四〇六号

被相続人　亡　安藤　俊彦

右被相続人は平成二十二年一月十一日死亡し、その相続人は平成二十二年七月七日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十七日

東京都稲城市平尾三丁目七番地の五平尾住宅五八棟一〇五号

限定承認者　安藤　邦世

限定承認公告

本籍静岡市葵区瀬名三丁目二五七九番地、最後の住所静岡市葵区瀬名三丁目四三番二〇号

被相続人　亡　杉山　勇

右被相続人は平成二十二年四月十二日死亡し、その相続人は平成二十二年六月二十四日静岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十七日

静岡市葵区瀬名三丁目三七番一九号

限定承認者　杉山　哲也

限定承認公告

本籍佐賀県小城市小城町晴気一二四四番地、最後の住所埼玉県所沢市東狭山ヶ丘一丁目二二番地の二二　被相続人　亡　眞子　善喜

右被相続人は平成二十二年三月上旬頃死亡し、その相続人は平成二十二年七月十二日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十七日

佐賀県小城市小城町晴気一二四四番地

相続財産管理人　眞子　勝之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千六百六十三万五千四百六十四円減少し十六億二千六十五万四千九百四十七円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年八月三十日であり、社員総会の決議は平成二十二年七月十六日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年三月三十日

掲載頁　一七九頁（号外第六十六号）

平成二十二年七月二十七日

東京都港区赤坂九丁目一番七号

タイト・バインディング特定目的会社

取締役　山本　祐紀

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年八月二十三日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

次項に定める減資消却可能額の範囲内の金銭を資産流動化計画に係る業務の終了前に優先出資社員に対して払い戻すため。

二、優先資本金の額の減少をする要件、時期、減少する優先資本金の金額又はその計算方法

特定資産（特定資産たる信託受益権の基礎をなす不動産を含む）の全部若しくは一部の売却又は減価償却を行い取締役が簡易減資消却が必要であると判断した場合、その後取締役が決定により定めた時期に、初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）及び減価償却の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）の範囲内で取締役が定める金額について、各優先出資社員の保有する優先出資口数（全額の払込がなされていることを条件とする。）に応じて簡易減資消却を行うこと。

三、消却する優先出資の口数

取締役が決定する。

四、消却の方法、消却に要する金額又はその計算方法

消却金額は、一口あたり金五万円とし、各優先出資社員の消却の対象となる優先出資の口数は、以下のとおり計算されるものとする。

減資消却可能額の範囲内で取締役が定める額（円）／50,000円 × 各優先出資社員の保有口数／優先出資の発行済み総口数（既に減資消却された分を除く。）

＝各優先出資社員の消却口数（小数点以下切り捨て）

五、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

第一回優先出資

平成二十二年七月二十七日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番一八号

三富ビル新館　株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ気付

RP－12特定目的会社

取締役　中里　肇

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年六月三十日開催の通常総会において出資一口の金額を千円から五百円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、農業協同組合法第四十九条第三項の規定により公告します。

平成二十二年七月二十七日

福岡県八女市馬場八五九番地

八女郡市畜産農業協同組合

代表理事組合長　牛島　正洋

訂正公告

平成二十二年七月十二日（号外第一四六号）掲載の第六期決算公告（枠組）中、「（うち当期益利益）　（18,525）」とあるは「（うち当期益損失）　（18,525）」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年七月二十七日

東京都中央区日本橋室町四丁目六番五号

リバブル・ピーエイ株式会社

代表取締役　塩澤　憲良

取消公告

平成二十二年七月二十二日掲載（十六頁）の鳥取地方裁判所倉吉支部に係る平成二十二年（フ）第三九号破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間は取消します。

取消公告

平成二十二年六月二十五日（号外第一三四号）掲載の合併公告及び株式会社シトリンインベストメントに係る第四期決算公告（枠組）は取消します。

平成二十二年七月二十七日

東京都港区西麻布三丁目二〇番一六号西麻布アネックス

（甲）株式会社シトリンインベストメント

代表取締役　リオン・ラング

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸の内ビルディングシティリース株式会社内

（乙）有限会社ユーエイチアール

取締役　福本　一郎

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸の内ビルディングシティリース株式会社内

（丙）有限会社ユニバーサルリゾーツ

取締役　阿部　幸宣

正誤

ページ	段	行	誤	正
一五七	四	一二（終りから）	ニ	一

平成二十二年六月十一日正誤欄（総務省告示第百七十六号）中

（印刷誤り）

（一）は（二）の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十七日付第一五七号

一二八ページ●同日付政府調達第一三九号二四ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）